

協会けんぽ Times

職場の皆様で回覧をお願いします



令和5年4月より

毎年の受診で
生活改善!

令和5年度 健康診断が始まります!

協会けんぽでは、35歳から74歳の被保険者（加入者ご本人）向けに生活習慣病予防健診、40歳から74歳の被扶養者（加入者ご家族）向けに特定健康診査をご用意しております。自分のため、ご家族のため、一年に一度は健診を受診しましょう。

生活習慣病予防健診

被保険者様向け

対象年齢 35歳から74歳

自己負担額 **お得! 令和5年度から
健診自己負担額引下げ!**

最高 **7,169円** ※一般健診の場合 **最高 5,282円**

定期健康診断（事業者健診）からの切替がおすすめ!

- お得!** ■ 定期健診の代わりになりますので、健診費用を抑えることができます
- 充実!** ■ がん検診も一緒に受診可能

特定健康診査

被扶養者様向け

対象年齢 40歳から74歳

自己負担額 都内約220カ所の健診機関で無料

※一部の健診機関では、約3,000円から5,000円

4月に受診券がご自宅に届きます!

被保険者様のご自宅宛にお送りします。健診の際に必ず必要となりますので、紛失されないようご注意ください!



東京支部保険料率のご案内

協会けんぽ東京支部の保険料率が決定しましたので、お知らせします。健康保険料率、介護保険料率とも、令和5年3月分（4月納付分）から、次のとおり変更となります。

健康保険料率

令和5年2月分（3月納付分）まで **9.81%**

健康保険料率

令和5年3月分（4月納付分）から **10.00%**

介護保険料率

令和5年2月分（3月納付分）まで **1.64%**

介護保険料率

令和5年3月分（4月納付分）から **1.82%**

保険料額表は協会けんぽホームページよりご確認ください。



詳しくはこちら



退職後の健康保険についてのご案内

74歳までの被保険者（ご本人）が退職などで健康保険の資格を喪失した場合は、ご自身で次に入会する健康保険の選択と加入のお手続きを行う必要があります。

健康保険の種類	国民健康保険	協会けんぽ任意継続	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続き先	お住まいの市区町村	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	ご家族のお勤め先
保険料	前年度の所得や家族構成により決定 ※離職理由などにより保険料が減免されることがあります	在職時の 約2倍 （上限あり） ※上限金額は毎年見直され変更することがあります	負担なし
加入条件	お住まいの市区町村役場へご相談ください	下記をご確認ください <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">必ず双方の保険料を比較してください</div>	ご家族が加入されている健康保険の扶養認定条件を満たす必要があります

任意継続の加入要件

- ① 資格喪失日の前日までに「**継続して2か月以上**」の被保険者期間があること
- ② 資格喪失日から**20日以内（必着）**に「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること（20日目が土日祝日の場合は翌営業日まで）

退職時の保険証回収をお願いします



事業主の皆さまへ

被保険者の退職、または、ご家族が扶養でなくなったときは保険証を必ず回収してください

申請書の提出は“郵送”でお手続きをお願いします

協会けんぽへの各種申請はすべて郵送で行うことができます。
新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにも郵送でのご提出をお願いします。

申請書（届出書）はホームページからダウンロードできます



協会けんぽのホームページにアクセスいただき、申請書ダウンロードをクリック



種類ごとに分類された項目をクリックし申請書を選択。
申請書を手書き用・入力用から選択してダウンロード。



全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階
電話 03-6853-6111（代表）

・協会けんぽ加入者以外の方はご加入先の各保険者（国民健康保険組合等）にお問い合わせください

協会けんぽ Times のバックナンバーは
協会けんぽのホームページでもご覧いただけます

令和5年3月号



申請書の提出は お待たせしない、お出掛けしない、郵送での申請が便利です